

中部運輸局自動車交通部

平成29年4月13日 14時00分発表

連絡先：中部運輸局 自動車交通部
自動車監査官 中山、久世
TEL 052-952-8038

乗合バス事業者に車両使用停止処分

平成29年1月16日に特別監査を実施した結果、道路運送法に違反する事実が確認されたことから、道路運送法第40条の規定に基づき下記のとおり事業用自動車の使用停止処分を行いましたのでお知らせします。

記

- 行政処分事業者及び営業所
事業者名：株式会社 東海バスオレンジシャトル（取締役社長 杉山 善一）
住 所：静岡県伊東市渚町2番地28号
営 業 所：沼津営業所（静岡県沼津市大平字中堀合1790-1 ほか3筆）
- 行政処分書の交付日時及び交付場所
平成29年4月13日（木） 午前10時
中部運輸局 静岡運輸支局（支局長：深谷 克巳）
静岡県静岡市駿河区国吉田2丁目4番25号
- 行政処分の内容
事業用自動車の使用停止30日間（1両×30日間）及び文書警告
- 監査実施の端緒及び違反行為の概要
平成29年1月10日、河原ヶ谷車庫（三島市）において、乗務員1名が電話により出庫点呼を実施、運行を開始し、2便運行した後、2便目の終点である沼津営業所において対面による点呼を実施したところ、当該乗務員の呼気から基準を超えるアルコールが検知され、併せて出庫時に使用したアルコール検知器が故障していたことが判明、同日事業者はその旨を静岡運輸支局に申告し、これを受けて、事業者の運行管理体制を確認すべく、当該運転者を管理する沼津営業所に対して立入監査（特別監査）を実施。
- 違反内容及び違反条項
①アルコール検知器を常時有効に保持していなかった。
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第24条第4項）

②主として運行する路線の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導及び監督が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

③運行管理者に対する指導・監督が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3)

6 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 3点

当該事業者が付された累積違反点数 3点

同時発表：静岡県県政記者クラブ